

令和2年度いじめ防止等に係る各関係機関の取組について													
区分	実施機関等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組織	寝屋川市	いじめ問題対策連絡協議会【年2回】(監察課)											
		※2月書面開催											
		いじめ問題再調査委員会(監察課) ※重大事態発生時											
	小・中学校	いじめ問題対策委員会(6月、9月、 2月 に定期開催。重大事態発生時には即時開催)(教育指導課)											
相談体制の整備・周知	寝屋川警察署	学警連絡会(令和2年度中止)											
	寝屋川市	いじめ相談用フリーダイヤル(監察課)											
		「いじめのサイン『守ってあげたい』」のサービス(監察課)											
		いじめ通報促進チラシ(毎月)、もっと寝屋川アプリ(監察課)											
		各種人権相談(人権・男女共同参画課)											
		女性の心の悩み相談【面接く予約制・電話】(男女共同参画推進センター)											
		スクールカウンセラーによる相談活動【各中学校区で週1回配置】(教育指導課)											
		スクールソーシャルワーカーの配置(教育指導課)											
		教育相談活動(巡回参観)【小学校1・3年時及び各校からの依頼に応じ適宜】(教育指導課)											
		教育相談(さわやかライン)(臨床心理士の配置)(総合教育研修センター)											
		子ども専用フリーダイヤル電話相談(総合教育研修センター)											
		こころの健康相談(予約制)(保健予防課)											
	大阪府中央子ども家庭センター	児童相談への対応											
		子ども専用フリーダイヤルの設置											
	大阪法務局人権擁護部	「子どもの人権110番」電話相談											
		「子どもの人権SOSミニレター」の配布((6月上旬頃 配布開始)											
		子どもの人権SOS-eメール(インターネット人権相談)											
	人権擁護委員会	子どもの人権SOSミニレター											
		子どもの人権110番											
	社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施											

令和2年度いじめ防止等に係る各関係機関の取組について													
区分	実施機関等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
啓発活動	寝屋川市	啓発活動(児童虐待防止推進月間(11月1日)(こどもを守る課)) ★ ※街頭啓発は中止											
		啓発活動(障害者週間(12月3日～9日))(障害福祉課) ※中止											
		差別解消法に係る市民向けの理解啓発研修(3月)(障害福祉課) ※中止											
	寝屋川警察署	← 非行防止教室 →											
	大阪法務局 人権擁護部	← 人権教室 →											
		← 人権の花運動 →											
		中学生人権作文コンテスト(令和2年度中止) ← →											
	民生委員児童委員協議会	啓発活動への参加(児童虐待防止推進月間(11月)) ★											
	人権擁護委員会	← 小学生人権教室 →											
		← 中学生人権作文コンテスト(令和2年度中止) →											
		← 人権の花運動 →											
		スマホ・ケータイ人権教室【適宜】											
アンケート	小・中学校	← 児童・生徒へのいじめアンケートの実施【各学期1回以上(年4回以上)】 →											
		小中学校生活指導研究協議会におけるケータイ・スマホアンケートの実施(9月) ★											
その他	寝屋川市	← いじめ被害者弁護士費用等支援事業補助【随時】(監察課) →											
		← ピア・サポート事業(ハートプログラム):中学生(通年)/小6(3学期)(教育指導課) ※中止 →											
		子どもへの暴力防止プログラム(CAP)【市立小学校3年生・6年生全クラス対象・7月～2月に実施】(監察課) ※小学校6年生にはいじめの未然防止に特化したプログラムを実施											
		← おとなのCAP(9月:6回)(青少年課) → ★											
	小・中学校	小学生サミットの実施(7月) 中学生サミットの実施(7月・12月) 中学生サミットにおけるいじめ防止の啓発(7月) ★ 中学生サミットのみ(8月)※リモートで開催											
		← 道徳教育の推進 →											
		ケータイ・スマホの使い方について【適宜】											
	民生委員児童委員協議会	← 登下校の見守り →											
	寝屋川医師会	診察時に外傷がいじめによるものと判断される場合、 児童等が所属する学校等に情報提供を行う(随時)											